

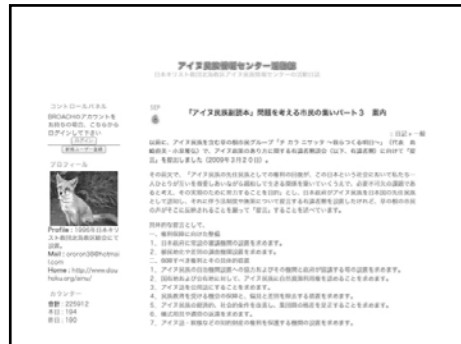
北大開示文書研究会とは

2008年3月から9月にかけて、小川隆吉氏が北海道大学から開示を受けた「北海道大学医学部、児玉作左衛門門収集のアイヌ人骨の台帳とそれに関連する文書」など多数の資料を精査し、当時「研究」の名目で道内外でおこなわれたアイヌ墳墓「発掘」の真実を明らかにすることを目的に、2008年8月5日、発足しました。工芸家、団体職員、教員、僧侶、牧師、会社員、ジャーナリストらで構成。



シンポジウム「さまよえる遺骨たち」(2011年6月20日、札幌)のようす

詳しい情報をお求めのかたは、こちらのサイトをお訪ね下さい。



アイヌ民族情報センター活動誌
日本キリスト教団北海道
アイヌ民族情報センターの活動日誌
<http://pub.ne.jp/ORORON/>



さまよえる遺骨たち
アイヌ墓地「発掘」の現在
<http://hokudai-monjyo.cocolog-nifty.com/blog/>



北大開示文書研究会ホームページ
<http://hmjk.world.coocan.jp/index.html>

シンポジウム「さまよえる遺骨たち Part 2」資料集

発行日 2012年9月14日

編集・印刷・製本 北大開示文書研究会

北大開示文書研究会 共同代表: 清水裕二、殿平善彦

〒077-0032
留萌市宮園町3-39-8 三浦忠雄方(事務局)

TEL (FAX) 0164-43-0128

E-mail ororon@jade.plala.or.jp

<http://hokudai-monjyo.cocolog-nifty.com/blog/>

シンポジウム「さまよえる遺骨たち」Part 2

2012年9月14日(金)18:15~20:45

かでの2.7 1060会議室 札幌市中央区北2西7 道民活動センタービル

入場無料 シンポジウム資料を有料でお分けします。

昭和期、北海道大学などが「人類学のために」多数のアイヌ墓地を掘り返して集めた計1000体以上の遺骨や副葬品の大半が、いままアイヌ民族に返還されないばかりか、さらに研究材料として利用され続けようとしています。こんな「学問の暴力」を放置したままでは、アイヌ民族の先住権回復はおぼつきません。遺族たちが北大を相手取って初めて返還請求訴訟を起こすのを機に、この問題の本質を明らかにします。

趣旨説明 清水裕二・北大開示文書研究会共同代表

発言 城野口ユリさん(遺骨返還訴訟原告、少数民族懇談会副会長)
「肉親の眠る墓を掘られた母の遺言」
小川隆吉さん(同、北大アイヌ人骨台帳開示請求人)
「北大には実態解明の責任がある」

講演 榎森進さん(東北学院大学教授)
「遺骨は誰のものか」

報告 市川守弘さん(弁護士)
「浦河町柵白への遺骨返還訴訟について」

討論 「アイヌのお骨はアイヌのもとへ」
殿平善彦/コーディネーター
(北大開示文書研究会共同代表)

【主催】 北大開示文書研究会 共同代表: 清水裕二、殿平善彦
<http://hmjk.world.coocan.jp/index.html>
〒077-0032 北海道留萌市宮園町3-39-8
三浦忠雄方(事務局)

TEL (FAX) 0164-43-0128 ororon@jade.plala.or.jp

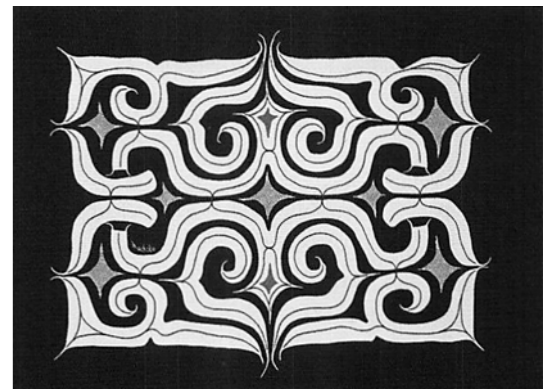
【後援】 少数民族懇談会、さっぽろ自由学校「遊」

平和・人権と民主主義を守る民衆史掘りおこし北海道連絡会

遺骨返還訴訟と

「象徴空間」計画

アイヌのお骨は アイヌのもとへ



アイヌ モシリ 人間が静かにくらす 作・加藤町子

2012年1月6日
北海道大学学長 佐伯浩殿

古来、アイヌ民族村コタンは貨幣と文字を必要としなかった。

平和な社会、そして、太陽、海、山、川、原野から送られてくるすべての食料は地上にすむ生物と分かち合い共存することをカムイに誓った。

そして実行したのです。

北海道大学は、今、同大学に存在するアイヌの人骨のすべてを無縁仏と言い張っているが、ここにこそ、問題の本質があると私は考えています。

つまり、アイヌが死んだときには、家族がコタンの墓地に死者を埋葬します。そのときには、死者が生前大切にしていた、刀や首飾りなどの宝物を副葬品として遺体と一緒に埋葬します。

アイヌの墓は、現代の墓地法以前には、土葬でした。

そして、アイヌの墓には、和人のような墓石はありません。多少の地方差はありますが、男はY型、女はT型の木製の墓標が立てられるだけなのです。

アイヌには和人のような、文字、戸籍制度、家制度がありませんでした。アイヌが戸籍や氏名の届け出をしたり、死亡時の除籍を村役場に届け出すことになったのは、明治になってからのことです。

だから、墓標には名前や家の記載はありません。

コタンのお墓に埋められたあとは、だれのお墓かはわからなくなります。

だからといってそれが「無縁仏」であるわけではないのです。

アイヌの家族は亡くなった家族をいつも敬っていますし、コタンの墓は神聖なものです。

和人と同じ意味の墓参りの風習はありませんし、アイヌの墓に近づくこともありませんが、それは、墓や遺骨を放置して

いるということではなく、墓地や死者が神聖なものだから近づかないのです。

ところが北海道大学の医学部のえらい先生たちは、アイヌの墓をかってに掘り起し、骨や副葬品を大量に掘り起こして持ち去りました。

アイヌには墓石がないから、アイヌの墓地にある骨は無縁仏だというのは。あるいは、アイヌの墓は墓ではなく、遺跡だというのは。

墓をかってに掘り起こすのは犯罪だけれど、遺跡なら掘り出してもいいというのです。

私の先祖が眠っていた浦河町杵臼村のアイヌ墓地でも、私が生まれた昭和10年頃に、児玉作左衛門ら北大の偉い先生がきて墓を掘り返して骨や埋葬品をもっていったのです。

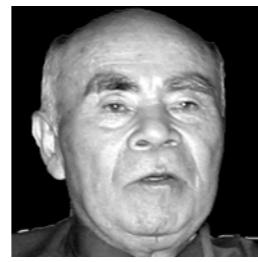
そしてその理由は、アイヌ民族が日本人になるために必要な人体骨の調査だと言われていたそうです。

特にエカシやフチなど、先祖の墓を特に調べたいということでした。混ざりけのない純粋なアイヌの骨を調べたかったのでしょう。

そして、今でも研究者たちは、北大等にある大量の純粋なアイヌの骨を研究したいと思っているようです。今の時代では、人類学者がアイヌの骨を遺伝子研究によって研究したいと思っているようです。

北大の先生たちは、調査の終了後は元の墓に返しますと言っていたそうです。しかし、実際はどうでしょうか。1000体にも及ぶアイヌの骨は、北大の医学部の隅に人知れず放置されていました。ゴミ同然です。当時のアイヌの骨に関する論文を見ると、骨には標本番号がついています。アイヌの骨は、用のすんだ標本ゴミなのです。

私は、今から4年前に、北大に対して、アイヌの骨と副葬品についての情



おがわ・りゅうきち
北海道ウタリ協会石狩支部(後の北海道アイヌ協会札幌支部)の創設に参加、支部長などの役職を歴任。協会本部理事としての活躍や「札幌市ウタリ教育相談員」としてウタリ子弟の教育向上に尽力。「樺太アイヌ強制移住殉難者墓前祭」実行委員長として今日の基盤を構築。「アイヌ民族共有財産裁判」の原告団長として、最高裁まで闘った。北大アイヌ人骨台帳開示請求人、アイヌ遺骨返還訴訟原告。(清水裕二)

報開示請求をしました。最初に北大が私に開示したのは、骨のリストだけでした。

それしかないと言っていたのに、私が不服の申し立てなどを一生懸命にしている中で、いろいろな文書を出してきました。

大学というところは、よほど不誠実か、あるいはよほど研究済みのものの保管がずさんなのか、わかりませんが、私たちアイヌはたんなる研究対象ではありません。

大切な先祖の骨や遺品がずさんに扱われたことは私たちの民族の心を土足で踏みじめる以上の冒瀆です。

北大は、アイヌの骨を返すと言っています。けれども、そのことを骨を持って行かれたコタンや遺族たちに丁寧に説明し、詫びたでしょうか。

北大はアイヌ協会に対して返しますとだけなのです。

確かに一部の骨は、アイヌ協会の支部にまとめて返されています。しかし、それは返したことになるでしょうか。保管先を変えただけです。しかもアイヌ協会の支部は、コタンの代表者でも遺族の代理でもありません。

研究者がした行為ですから、きちんと遺族やその子孫を調べて、遺族にお返しするべきでしょう。私自身、浦河の杵臼村の出身です。

私の祖先は、明治22年に杵臼村に分家してきました。小川伊多久古禮と、その妻フチカシユ、そしてその長男である小川秋三たちが杵臼の墓地に埋葬されていました。その墓は、無残に掘られて、長い間、穴だらけだったそうです。

私は子供のころから、アイヌの母のもとに生まれて、差別、偏見、貧困に苦しみ、言い知れぬ苦難の人生を歩んできました。若いころは自分にアイヌの血が流れていることを考えないようにしていたので、自分の祖先のことや祖先の墓のこと

は心の底に沈めて生きてきました。

しかし、今は、真実を知りたいと願っています。

アイヌの身に起こったすべての事実をしっかりと認識して、その意味を社会に問いかけていきたいのです。

そしてまた、北大には、謝罪してほしいのです。

私自身も先祖に詫びたいと思います。

そして、私は自分の手で先祖の骨をあらためて葬りたいのです。すべてのことはそこから始まるように思っています。

ごみのように放置されていた私の先祖の骨と副葬品をすべて返してください。

以上のことを北大に強く要望致します。

北海道大学 総長 佐伯浩様

私は浦河郡浦河町に住んでいる、城野口ユリといます。生まれは浦河町字杵臼村で、旧姓は山崎ユリというアイヌです。この度は、今は亡き母の遺言について、一筆とらせていただきます。

私の母は山崎マツといい、一生神仏様を信心していました。そして、目の悪くなった人々を治して人助けしていた母です。村の人々はそんな母のことを「山崎眼科」と言い、互いに笑って暮らしてました。84歳で亡くなり、今年27回忌となります。

母は亡くなる2カ月前突然私に、「ユリに伝え残したい事がある。よくよくしっかり聴け！ オラは何時死んでも悔いはないが、先祖に対して申し訳ない事がある。」と語り始めました。

「北大病院の医者(和人=シサム)達が、黙ってオラのエカシ(孫爺)やフチ(孫婆)、アチャ(父)、ハボ(母)達や周りのお墓を掘り、穴だらけになっていたのが情けないんだ。お前も見たので覚えているだろう、ユリ。オラは何時どうなっても構わないが、先祖のもとに言った時、『マツ！お前はあの年まで娑婆にいて何をやって来たんだ！折角収まっているオラ達先祖のお骨をコタンに戻してもらった事のできなかったのか？』とオテッキナ(怒鳴られる)と思うと、死にきれないのだよ。ユリ、頼むから北大にあるオラの先祖のお骨を杵臼コタンに戻して欲しい。何とか努力してくれ！」

そして、「オラ54～55年も情けなくて情けなくて、たとえ1日だってこの事について忘れた事ないよ。オラはカムイノミする度に、ピンネ アイアシナウコロ オイナマツサンケ カムイ(遠い遠い温かい女の神様)キナスカムイ(龍神様)にお願いしている。アイヌだからと人バカにしているシサム達に、天のバチクワチ

を与えてくださいと祈っている。災害など悪い事が起きた時は必ずオラを思い出してくれ。オラは何時も天から見下ろしている。そして、北大を訴えて罰金も取れ！」と、涙しながら私の手をぎっちり握って離そうとしなかったのです。

私はこのときの事を思うと、つい昨日や今日のここのように思います。私も母の言い残した言葉は、人間として簡単にことばに言い表せない思いのこもった言葉とっております。

私も40～50歳代はアイヌ民族に対する差別などに関して差別撤廃運動に走り回りました。その折には、鷲谷サトさん、鈴木ヨチさん共々、この北大のお骨問題も取り上げて、一生懸命運動しました。しかし、この当時、世間ではこのお骨問題について関心がなく問題視されませんでした。

私自身80歳を目前にして、母が残した言葉を大事にして行動しなければならぬと強く実感いたします。

杵臼の墓地には、私の祖先である原天計万右(母方の曾祖父の父)、原加番多意(母方の曾祖父)、原ラフリ(母方の曾祖母)、原久比知通富(母方の祖父)、原フツムムキ(母方の祖母)、富菜エノヌテキ(父方の祖母)、富菜アタアム(富菜エノヌテキの妹)、富菜以加之牟加流(父方の曾祖父)たちが埋葬されていたことがわかりました。

盗掘された骨については、杵臼の本巢長平さんの鳥小屋に置かれたブリキ蓋付きの缶には、人骨が入れてあったのですが、これがとんでもない異臭で耐えきれなかった、と本巢さんのお婆さんからはいろいろと、しっかり聞いています。しかしながら、

- ①なぜ無断でお墓を掘り起こしたのか？
- ②そのお骨を北大はどのように使ったのか？
- ③お墓の遺体には、宝物(刀・タマサイな



じょうのぐち・ゆり
1933年、浦河町生まれ。北海道ウタリ協会浦河支部の会員・理事として活躍。“フシコウタル”という慰霊碑の建立や、伝統文化の継承のため、現役で後輩の指導伝達に尽力。1976年、「少数民族懇談会」創設に参加、副会長として強力な指導力を発揮している。40代前後から各種教育研究集会において、「アイヌ民族の歴史・文化」についての正しい教育を訴えている。アイヌ遺骨返還訴訟原告。(清水裕二)

ど)が必ずある。それはどうしたのか？

④遺骨が眠っていた杵臼コタンの墓地に、遺骨を元通りに戻して欲しい。一緒に埋葬されていたタマサイや耳飾りや刀も埋め戻してほしい。

⑤母は54～55年も悔しくせつない生涯を過ごした。その償いを誠意を持って示して欲しい。お金には変えられない心の問題であるが、損害賠償や慰謝料などでの形で処遇を示して欲しい。それが母の

要請書

北海道大学総長 佐伯浩様

私は浦河郡浦河町※※※※に住んでいます。生まれは浦河町字杵臼で、旧姓は※※※※といます。

私は親から言い聞かせられていました先祖のお墓・お骨について、以下のようにお願い申し上げます。

私が小学校1～2年生の頃、お墓参りに行ったところ、墓は穴だらけになっており驚きました。危ないからと親に手をしっかり引かれて墓参りをした事が思い出されます。この杵臼の墓地には、私の父方の祖母、※※※※や、その養父である※※※※、その父、※※※※、そして、※※※※の実父である※※※※、その父、※※※※ら祖先が眠っていました。

今は亡き母が口癖のように言っていた事は、「北大の医者が来てお墓を掘って持って行った。その跡が穴だらけとなっているのだ」ということです。母は泣きながらいつも聴かせてくれました。しかし、

遺志でもあった。

以上5点について、私との面談の上を誠意ある回答を求めます。

私の疑問に対して誠心誠意お答えくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2012年1月6日
城野口ユリ



私は「どうして、黙って掘ったのですか？

大切な先祖のお骨をどうして持って行ったのですか？」と疑問なのです。この事について是非教えてください。骨はどんな目的に使われたのですか。お骨と一緒にあったはずのアイヌの宝物は、何処に・どのようになったのですか。なぜいまだに遺骨と宝物を返してくれないのですか。

あわせてお聞かせください。私の愛する親たちは、一生涯情けない思いをして亡くなりました。この悔しい思いのままの両親にどのようにあやまり償いをしてくださいますか。そして、遺骨と宝物を返してください。

ぜひ、北海道大学の総長との面談を求めます。その上で私の疑問に対して誠心誠意お答えくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2012年1月6日
※※※※

講演 遺骨は誰のものか 榎森 進

1、幕藩制国家と蝦夷島・アイヌ民族。
(1)松前氏宛將軍黒印状(朱印状)の性格。

①慶長9年(1604)1月27日、徳川家康は松前慶広に大名に対する領地宛行状に相当する「黒印状」を与えたが、その内容は松前氏に津軽海峡以北のアイヌ民族との交易の独占権と松前に出入りする船舶・人物に対する課税権を認めたものであった。その第3条の「附」に「夷の儀は何方へ往行候共、夷次第致すべき事」とあった。その後將軍の代替わり毎に各將軍が松前氏にほぼ同内容の「朱印状」を与えた。

②松前藩、寛永年間(1624~1643)に蝦夷島を和人専用の地域、和人村落(近世の「村」)の所在地、和人権力の所在地としての「和人地」「松前地」「日本人地」ともいう)と「蝦夷」としてのアイヌ民族の居住地としての「蝦夷地」の2地域に区分し、両地の境に番所を設置して、アイヌと一般和人の往来を厳しく取り締まった。当初の「和人地」の範囲は、西は乙部村、東は石崎村。寛文9年(1669)頃までには、西は熊石村まで拡大。その後、寛政12年(1800)、幕府が渡島半島の噴火湾沿岸地域の「箱館付六ヶ場所」(オヤス・トイ・シリキシナイ・オサツベ・カヤベ・ノダライの6場所)を「村並」(和人地の「村」と類似した性格の地)としたため、と和人地の東の境は、事実上以後、ヤマコシナイ(山越)まで移動した。

③松前藩成立後、上記の「蝦夷地」に居住するアイヌ民族は、松前藩の商場知行制の展開や場所請負制の発展によって、事実上行動の自由は制限されていったものの松前藩・幕府 共に、アイヌ民族に対して課税しなかった。(場所請負人が「人別帳」を作成したが、その基本的目的は、アイヌ民族の労働力を把握すること)。

2、幕末に外交問題になった「落部村・森村のアイヌ墳墓盗掘事件」

(1)上記のように、当該地域は、元々「箱館付六ヶ場所」の地域で、同地域は寛政12年(1800)「和人地」と同様になった地域でカヤベ場所に含まれていたが、天保期には森村・尾白内村と共に「鷲の木村」の枝郷となり、その後人口増加により、安政6年(1859)6月、森村、尾白内村として独立すると共に落部村も野田生村から独立した(箱館奉行所文書「函府御用留」、「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」)。

(2)事件の経緯。

慶応元年(1865)9月、箱館在住イギリス領事館員トロン、ケミス、ホワイトリーの3人、森村で3体分の全身骨と1体分の頭骨を、次いで10月に落部村で13のアイヌの墳墓を盗掘。この事実を知った時の箱館奉行小出秀実が在箱館英国領事ヴァイスに強く抗議したが交渉が進まないため、翌慶応2年(1856)1月、その状況を幕府に具申し、直接英国公使パークスと交渉すべきことを要請。同年2月、英国公使パークス、盗掘者3人を処罰した旨を幕府に報告。同年4月、在箱館英国領事ガワー、領事館員が犯罪を犯した「償い」として「墓主・親戚共」へ1分銀1000枚(金250両)を両村に付与(落部村47人、森村7人計54人へ「老人別」に付与)。「続通信全覽」)。『杉浦誠日次記』慶応3年(1867)4月19日条に「帰途、骸骨一条談判之積二而、英岡(土欠カ。「岡土」は「領事」)方江相越候処、右骸骨之儀、今度入港之船ニ而持来り候ニ付、早々引渡し度段カールより申出ルニ付、明日調役受取として可遣段答置。但一事先日中より屢及談判候得共、何分涉取兼候ニ付、今日尚及談判候積り之処、本文之如ク先方より申出ルは、意外之大幸大安心ト云へし」、次いで24日条に「過日英岡土(領事のこと)より受取候骸骨三箱、一覽之上、今日森村アイヌ并さし

えもり・すすむ
1940年生まれ。東北学院大学文学部教授、同大学院文学研究科教授。専門は日本近世史・北方史。著書に『アイヌ民族の歴史』(草風館、2007年)、『北海道近世史の研究』(北海道出版企画センター、1997年)など多数。北大開示文書研究会会員。

添人呼出し渡し遣ス、受證文取之候旨、與惣左衛門申聞ル」とあるにより、これだけで一件落着いたことが分かる。

(この事件については、植木哲也『学問の暴力』春風社が詳しく記している)。

3、アイヌ民族の葬制と「児玉コレクション」。

(1)葬制。

○男の死者の処理は、同一祖系(shine-ekashikir)の者たち、女の死者の処理は死者とshine-upshorに属するその娘たち、母、姉妹等が関係するのが原則。

○死者の装束。

死者の装束raikur-shiyukは、家族の分だけは、平素から心懸けて、人知れず用意しておくのが主婦の嗜みとされる。死者に着せるアットウシ、刺繍単衣kapar-amip、裏付刺繍chiukaukap等は日常使用しているもので良いが、死者の脚絆shianpap-hosh、死者の手甲shianpap-tekunpe、死者の帯shianpap-kut、靴keri、細編み紐utoki-at、は、何時葬式が出ても慌てないように、心懸けて作っておく。(以上は、久保寺逸彦「北海道アイヌの葬制」同『アイヌ民族の宗教と儀礼』草風館による)

(2)「児玉コレクション」の中の葬制に関する物。

「児玉コレクション」と称されているものが、現在、白老のアイヌ民族博物館と市立函館博物館に所蔵(寄託)されている。

①白老のアイヌ民族博物館にあるもの。(明確に葬制に関する物)。

死体包装紐paramurir49、死者用靴raikur-keri10、副葬品入れsianpap7、副葬用椀itanki3、副葬用鎌iyokpe2、

シンポジウム「さまよえる遺骨たち Part2」2012年9月14日

副葬膳pakekay-otciki1、墓標巻き紐utokiat25、死者用脚絆raykur-hos3、死者用手甲1
(『アイヌ民族博物館:児玉資料目録I・II』平成元年11月・平成3年3月)

②市立函館博物館にあるもの。

死者用手甲3、死者用脚絆15(うち浦河町姉茶・浦川タレ製作1)。
(『市立函館博物館:児玉コレクション目録』昭和62年2月。)

上記葬制関係資料の内、死者の埋葬後に墓地を発掘して入手した可能性が高いもの。

→死者包装紐の一部(数が異常に多いことによる)、副葬用椀、副葬用膳、副葬用鎌。

4、アイヌ民族の遺骨はアイヌ民族のもの

政府設置の「アイヌ政策推進会議」の中にある「民族共生の象徴となる空間」作業部会が平成23年6月、報告書を公表したが、その内容は、欠陥だらけのものである。特に今回のシンポとの関わりで見逃せないことは、各大学に保管されているアイヌの人骨について遺族へ返還可能なものは各大学で返還し、遺族への返還の目途が立たないものは、この「象徴空間」に集約し、その慰霊を行うと同時に、「集約した人骨」は「アイヌの歴史を解明するための研究に寄与する」としていることである。これはアイヌ民族の遺骨を研究機関・研究者のものと容認したことに等しい。



植木哲也『学問の暴力—アイヌ墓地はなぜあばかれたか』春風社、2008年

原告 城野口ユリ
 ※※※※※
 小川隆吉
 原告ら訴訟代理人弁護士
 市川守弘
 今橋直
 難波徹基

被告 国立大学法人北海道大学
 代表者学長 佐伯浩
 札幌市北区北8西5

請求の趣旨
 (主位的請求)

- 1 被告は原告らに対し、別紙遺骨目録1記載の遺骨を返還せよ
- 2 被告は原告各自に対し、それぞれ金300万円及び訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
- 3 訴訟費用は被告の負担とする

(予備的請求)

- 1 被告は原告らに対し、別紙遺骨目録2記載の各遺骨を返還せよ
 - 2 被告は原告各自に対し、それぞれ金300万円及び訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びにそれぞれ2項及び3項について仮執行の宣言を求める。

請求の原因

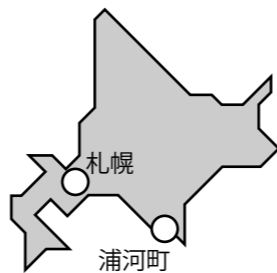
はじめに

本件訴訟は、原告である3人のアイヌが被告国立大学法人北海道大学(以下「被告北海道大学」という)の前身である国立大学北海道大学及び北海道帝国大学が浦河町杵臼から持ち去ったアイヌの遺骨について、それらを保管する被告北海道大学に対し、その返還を求める訴訟である。あわせて、原告らはアイヌプリ(アイヌの習慣、伝統の意味)にしたがって、つまりアイヌの宗教観に基づいて祖先の霊を祭祀することを現時点においても妨害されている事実に基づいて憲法20条1項、同2項の侵害に基づく慰謝料の請求をする訴訟でもある。

原告らは、いずれも浦河町杵臼地域に存在していた杵臼コタンの構成員の子孫であり、原告城野口ユリ及び同※※※※※は現在も浦河町内に居住し、原告小川隆吉は現在札幌市に居住している。被告北海道大学はその前身である北海道帝国大学時代、またさらに戦後の国立大学北海道大学になってさえも、全道各地でアイヌの墓地をあばき、埋葬されていたアイヌの人骨を持ち去った。後記するように名目上は人骨の研究という目的であったとされるが、人骨ばかりでなく副葬されていたタマサイ(首飾り)、マキリ(小刀)等の副葬品も同時に持ち去られている。原告らが問題とする杵臼地域においても後記するように墳墓を壊し、遺骨を持ち去っていた。

被告北海道大学は、現在約1000体の保管する遺骨(被告北海道大学は頭蓋骨の数であるとする)について、表向きは「遺骨はご遺族に返還する」と表明しつつも、原告らが先祖の遺骨の返還を求めて2012年2月17日、被告北海道大学に遺骨返還の交渉を求めて北大を訪問したにもかかわらず、「担当者がいない」などの理

憲法第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
 ○2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 ○3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。



由から事務局棟の玄関から先に入れようとせず、原告らは雪の吹きすさぶ玄関前で長時間、問答を繰り返さざるを得ないなど、被告北海道大学は全く誠意のない対応に終始している。

被告北海道大学を始め、現在の日本の研究者の間では、被告北海道大学が保管している遺骨をDNA鑑定することによって、日本人のルーツや人類の移動ルートの解明に役立てることができるといふ目的から、依然として「研究対象」としてアイヌの遺骨を捉え、遺骨の遺族への返還を実際は拒否したいという思惑が存在している。

本件訴訟は、このような歴史的背景をもちつつ、なおかつ現在においても研究材料として扱われている先祖の遺骨を取り戻し、アイヌプリにしたがってイチャルパ(先祖供養)したいという原告らの切

実な願いの下で訴えを提起したものである。

以下、第1に被告北海道が原告らの先祖の遺骨を保有していること、第2に原告らは先祖の遺骨を返還する権限を有していること、第3に人骨研究の歴史的経過と現在の国の政策、第4に被告北海道大学が遺骨を保有している限り日々原告らの宗教上の行為を妨害し原告らの慰謝料請求権が発生していること、について述べるものである。第2の原告らの権限については、主位的にそもそも遺骨の管理権がかつての杵臼コタンにあり、原告らはその杵臼コタンの構成員の子孫としてその管理権を引き継いでいるものであること、予備的には明治以降の和人の旧民法及び戦後の民法によって原告らの祭祀承継者としての権限を主張するものである。

(以下省略)

野深3	野深3	第1・4	成年	男	完	
野深4	野深4	第1・5	成年	男	完	
北見 興部1	興部	第1・6	成年	男	完	興部警察署寄贈
日高 杵臼2	杵臼	第1・7	成年	女	完、	死亡、昭和6年9月4日発掘
野深5	野深	第1・8	成年	男	完、	類似或は十勝から移住したと云う。昭和6年発掘
東幌別1	東幌別	第1・9	成年	男	完、	
野深6	野深	第1・10	成年	男	完、	アイヌ名、大正14年4月
杵臼3	杵臼	第1・11	成年	男	完、	
杵臼4	杵臼	第1・12	成年	男	完、	昭和6年9月5日発掘。発掘当時未だ軟部の残存せるもの多く教室にてmagertion
杵臼11	杵臼	第1・13	成年	男	完、	大正13年死亡、昭和6年9月6日発掘
杵臼5	杵臼	第1・14	成年	男	完、	昭和6年9月6日発掘
東幌別2	東幌別	第1・15	成年	男	完、	昭和6年発掘
杵臼6	杵臼	第1・16	成年	女	下顎なし	(19・発掘)
杵臼7	杵臼	第1・17	成年	女	下顎なし	金箔付着
杵臼8	杵臼	第1・18	成年	女	下顎なし	顔面削られたる損傷
杵臼9	杵臼	第1・19	成年	女	下顎なし	
石狩 江別4	江別	第1・21	成年	男	下顎なし	
千島 幌延5	幌延・千島	第1・22	成年	男	下顎なし	幌延・武蔵湾
樺太 不明1	樺太1	第1・23	成年	男	完	
樺太 不明2	樺太2	第1・24	成年	男	完	
礼文 礼文1	礼文1	第1・25	成年		完	船泊?
香深1	礼文2	第1・26	成年	男	完	礼文・香深村小学校敷地出土、
利尻 利尻3	利尻	第1・27	成年	男	完・R	寄贈
石狩 (江別1)	江別	第1・28	成年		河野博士寄贈	江別町チヤシ/内部。1個の墓より人骨2体分、土器1ヶ、石鏃26出土。(第二江別のがそうらしい)
利尻 利尻4	利尻	第1・29	成年	女	下顎なし	鷺泊村本浄寺裏出土。博物館・名取武光氏、4/14 1933受領
日高 平取1	平取1	第1・30	老年	男	完、	明治35年埋葬、原籍・平取村、発掘地、平取村 昭28.10.20発掘

北海道大学が開示した資料から。黒塗りは北海道大学による。

アイヌ政策推進会議への要請文 2012年9月7日

アイヌ政策推進会議座長 藤村修 様

北大開示文書研究会
開示請求者 小川隆吉
研究会代表 清水裕二、殿平善彦

アイヌ政策推進会議におきましては、アイヌ民族の意見を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、審議を続けてこられたことに敬意を表します。

わたしたちは、北海道大学に存在する、戦前から戦後に至るアイヌ墓地発掘に伴うアイヌ人骨台帳とそれに関連する文書を精査し、当時「研究」の名目で、道内外でおこなわれたアイヌ墳墓「発掘」の真実を明らかにすることを目的に2008年8月に発足した研究会です。

わたしたちは前回の要請に加えて、以下の要請をいたします。アイヌ政策推進会議としての回答を求めます。

1. 前回要請文の回答を求めます。

さる、2011年7月12日にわたしたちから要請文を送りました。第3回アイヌ政策推進会議にて『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』(以下、「報告書」)が提出され、この「報告書」および今後の進行について要望しました。しかし、なんの応答もない事にわたし共は疑問を感じています。わたしたちの要望をどのように扱ったのかをお聞かせ下さい。

2. アイヌ民族の先住権に伴う法的措置へ向けて

この度は、第4回アイヌ政策推進会議、および、第8回「政策推進作業部会」議事概要より、今後の進行について要望いたします。

一年ぶりに開催された第4回アイヌ政策推進会議の議事概要にも記されている通り、「国会決議から4年が過ぎる中で、総理が替わり、官房長官が替わり、大臣が替わり、事務方が替わり、4年前の熱い思いが冷めたとは言わないが、心配している」(2頁)との思いをわたし達も抱いています。

2008年6月6日、衆参両議院にて「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が、

全会一致をもって可決されました。この決議は、その前年の2007年9月に、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(以下、国連宣言)が、日本も賛成する中で採択されたことを受け、「その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている」(決議文)ことであり、政府が早急に講ずるべき施策として、国連宣言を踏まえ、「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること」、および、国連宣言が採択されたことを機に、「同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと」(決議文)を求めています。

また、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」第2回会議(2008年9月17日)において、加藤 忠ウタリ協会(当時)理事長のヒアリングでは、権利回復のために立法処置による施策を行うこと、国連権利宣言に照らして権利回復を行なうことを国の責任で行なうよう要望したことが記録されています。

しかし、その後のアイヌ政策推進会議、各作業部会の議事概要を読みながら、「アイヌ民族との共生象徴空間」構想のみがひとり歩きし、国連宣言に謳われている基本的な先住民族の権利である先住権に関しては一切話し合われてはいないことに疑問を感じざるを得ません。先住民族アイヌの先住権を回復するために、国は尽力すべきです。

先住権に伴う法的措置をしっかりと論議し、実行へと結びつけることが「国連宣言の趣旨を体して具体的な行動をとること」になるのではないのでしょうか。以上の件についてどのようにお考えかお答え下さい。

3. アイヌ人骨返還について

昨年6月に出された 『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』において、「各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還する」(P.8)とありま

す。

また、第8回「政策推進作業部会」議事概要の議題2の「今後検討を深めなければならない課題」の中に「アイヌの人骨に係る検討」とあり、以下の記述があります。

「大学等における人骨の保管状況などの調査と並行して、政府において、調査後の人骨の返還に向けた進め方の検討を速やかに進めるとともに、尊厳ある慰霊が可能となるように、関係者の理解を得ながら、人骨の集約施設の在り方、慰霊への配慮の在り方、研究との関係などを検討・整理する必要があるとしている。」(6頁)

これらの記述に関し、二つの疑問を感じます。

ひとつは、さる、2011年12月2日付で、国立大学法人北海道大学佐伯浩総長宛に、同大学によって発掘・収集し研究資料として活用した「アイヌ人骨及び副葬品」について、そのご遺族である三名が返還と謝罪の申入れをしました。しかし、北海道大学側はたいへん不誠実な態度をとり、その申入れを拒否しました。遺骨を返還すると述べているにも関わらず、具体的に返せという遺族に応じないのは大問題です。ご遺族は怒りと悲しみの中で、法的手段に訴えようと準備を進めています。

このような閉鎖的な対応をしている大学に、遺骨の返還をまかせようとするアイヌ政策推進会議の姿勢も問題であると考えます。この問題は北海道大学のみのもではありません。北海道大学以外の旧帝国大学などにも人骨が収蔵されてきました。アイヌ墓地発掘は明治政府の北海道「開拓」と植民地政策に伴うアイヌ民族へのレイシズムがもたらしたものであり、アイヌ民族の伝統的追悼儀礼を無視した非人道的な発掘の記憶は今日もアイヌの人々の深い傷となって残されております。日本政府は政府の責任においてアイヌ人骨問題の歴史的経緯を検証し、その歴史的責任を自覚し、遺骨の収集と今日までの処置に関して、アイヌの人々の意に反して収集した過去を反省し、アイヌ民族への謝罪がなされるべきです。そして、北海道大学のこのような不誠実に対し、早急な対応をするべきです。以上に

ついでのお考えを聞かせて下さい。

4. 研究優先への疑問

第二点に、上の記述にもあるように、ご遺骨の慰霊と共に、常に研究がついていることに疑問を感じます。過去の歴史が示すように、アイヌ民族は研究対象とされ、屈辱を受け続けてきました。今後もさらなる研究対象として屈辱を受けることに危惧を覚え、わたしたちは反対します。遺骨はご遺体の一部であり、故人の特定がなされようがなされまいが、ご遺族が特定しようがされまいが、ご遺体であり続けるものです。それを「物」あつかいにし、一方的に研究対象にすることは問題だと考えます。北海道大学を含め、現在、文科省において、大学等におけるアイヌ民族の人骨の保管状況等の調査を進めていますが、保管されているすべての遺骨の研究の中止を求めます。過去の反省と謝罪がなされ、和解があって、はじめて合意のもとで研究が再開されるべきです。アイヌ政策推進会議としてどのようにお考えかを聞かせて下さい。

5. 副葬品の調査と返還について

さらに、アイヌ墓地発掘に伴って膨大な副葬品が出土しました。しかし、それらの多くが行方不明になっていることは周知の事実です。しかし、今までこのことは、他はもちろん、アイヌ政策推進会議においてさえ、何の議論にもなっていません。これらは大学の管理責任にとどまらず、アイヌ民族の財産を散逸させた責任が具体的に問われることになりましょう。人骨問題の解決には副葬品問題の解決も不可欠であると考えます。遺骨返還に伴い、早急な調査と返還を望みます。

以上、先住民族であるアイヌ民族への日本政府およびアイヌ政策推進会議の真摯な対応を強く要請し、応答を求めます。

第三部 先住民返還政策の実施プログラム

オーストラリア政府は、この20年にわたり、先住民の祖先の遺骨や副葬品を本来のコミュニティに返還することに取り組んできました。オーストラリア政府は、返還には包括的な方法が必要だと理解しています。つまり、あらゆる関係者、他の政府省庁、地方政府、博物館、海外の機関との協働が求められます。

構造

芸術局は内閣府の一部門であり、芸術大臣の監督を受けます。芸術局は、海外の先住民に関する遺骨の返還、および国内の先住民に関する遺骨と副葬品の返還、これらの問題について主導的に担当する部局となります。

遺骨や副葬品をコミュニティに返却するにあたり、主要な博物館や先住民団体に「先住民返還プログラム」を通じて財政出資が行われます。海外にあるものについては、オーストラリア政府が費用を負担します。

資金は以下の用途に使用することができます。

- ・所在や由来に関する調査
- ・博物館職員によるコミュニティ訪問にかかる国内旅費
- ・返還実施のためにコミュニティを支援するための費用
- ・遺骨や副葬品を特定するためにコミュニティの代表による博物館訪問にかかる費用
- ・コミュニティの代表が遺骨や副葬品を回収するための旅費(国内に限る)
- ・コミュニティの代表が海外から遺骨を回収するための旅費
- ・遺骨や副葬品を返還するための準備、梱包、運搬にかかる費用

海外の収集物に関して、オーストラリア政府はコミュニティや収集機関と協働し、遺骨の特定、遺骨の情報に関してコミュニティへの通知、その回復についてのコミュ

該のアボリジニやトレス海峡諸島民との協働により、自発的判断にもとづいて行うものと理解しています。

4:副葬品について、オーストラリア政府は国内にあるものだけを返還追求の対象とします。

オーストラリア政府は、オーストラリアにある副葬品の返還を追求することにします。ただし、アボリジニやトレス海峡諸島民のコミュニティが、副葬品や埋蔵物・遺品の返還について、海外の機関と交渉することを妨げるものではありません。

5:オーストラリア政府は、アボリジニやトレス海峡諸島の人々を支援し、それらの人々が文化的な権利、知識、実践を保持する能力を向上させることに寄与します。

オーストラリア政府は、アボリジニやトレス海峡諸島民のコミュニティが返還過程のあらゆる段階に深く関わることを確実にし、それらの人々の権利や実践へ敬意が常に払われるように努力します。

祖先の遺骨の来歴は、適切なコミュニティへ返還されるためには重要なものです。アボリジニやトレス諸島民を海外の収集機関へ派遣し、遺骨の由来についての調査を行うことも検討されるべきです。それらの資源・情報は、このような形式の関与や相互交流の機会を提供するために、コミュニティや収集機関が利用できるようにすることも考えられます。

6:オーストラリア政府は、返還に関して包括的かつ一貫したアプローチで取り組みます。

他の政府省庁、地方政府、収集機関、外国の政府や機関との協働は、返還過程の一部として継続されます。オーストラリア政府は、返還実施を確実にするために、すべての関係者による適切な行動を調整し、新たな協調関係も形成します。

遺骨や副葬品は医学関係者、人類学者、畜産業者によって収集され、その一部は人類の生物的差異に関する科学研究に利用されてきました。

今日、死者の遺骨への尊敬と責任は普遍的なものであると認識されています。

オーストラリア政府は、それらの返還が、アボリジニやトレス海峡諸島民への癒しと和解につながると認識しています。

2:オーストラリア政府は、アボリジニとトレス海峡諸島民が、これらの返還の中心的存在であると認識していません。

アボリジニとトレス海峡諸島民のコミュニティに対し、オーストラリア政府は、返還の過程を通じて収集機関や科学者コミュニティへ関与する機会を提供します。これは、アボリジニとトレス海峡諸島民がもたらすこの問題への貢献の重要性を認識し、それぞれの発展をもたらす機会を提供するものです。

先住民返還に関する助言委員の任命により、アボリジニとトレス海峡諸島民に対し、政策の策定や実施について参加・主導する機会がもたらされます。

3:オーストラリア政府は、国際社会に対し、アボリジニとトレス海峡諸島民を代表し、祖先の遺骨、それに関係する資料などの自発的かつ無条件の返還を追求します。

その祖先のいたコミュニティが遺骨を管理する権限を有するものであり、返還の前に意見を聴取されるべきです。当該のコミュニティが、いつどのように返還が実施されるかを決めるべきです。そのコミュニティが望まない場合を除き、オーストラリア政府は、祖先の遺骨、それに関係する資料などの自発的かつ無条件の返還を追求します。

海外で保存されたものについては、祖先の遺骨のみの無条件返還を追求します。

オーストラリア政府は、(海外から副葬品の)返還について、外国政府や機関が、当

オーストラリア内閣府芸術局

オーストラリアの先住民族返還政策 2011年8月

連絡先

より詳しくは、電話1800 006 992

もしくはこちらのサイトをどうぞ。

www.arts.gov.au/indigenous

(遺骨などを保持している)海外の研究機関がアボリジニやトレス海峡諸島民に連絡をとりたい場合、芸術局が仲介します。

目次

大臣からのメッセージ(略)

第一部 はじめに

第二部 政策の目的

第三部 先住民族返還政策の実施

第四部 手順書

第一部 はじめに

オーストラリアのアボリジニやトレス海峡諸島民は芳醇で多様な文化を有しており、それらは現代まで維持されてきた世界最古の文化のひとつです。それらの文化は、アボリジニとトレス海峡諸島民それぞれ固有の精神的交流を表し、オーストラリアのアイデンティティの核心でもあります。

オーストラリア政府は、先住民族文化を保護し、新しい活力を与えていっそう強化する必要性や価値を認識し、先住民族に祖先の遺骨や副葬品を返還するのみならず、工芸作品・言語・文化的活動をも支援するために財政措置を実施します。

国内レベルでは、オーストラリア政府と地方・州政府すべてが取り組んでいる「格差解消」策の一環として実施されます。この政策は、都市・農村・地方それぞれで暮らすアボリジニとトレス海峡諸島民の生活向上を目指して、医療・住宅・教育・雇用・政治参加・経済分配における状況を改善する、というものです。

オーストラリア政府は、ユネスコの「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」と、国連の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に基づいて先住民族の文化を支援します。

国連宣言の第12条は、次のように記されています。

第12条【宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還】

先住民族は、自らの精神的および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨の返還に対する権利を有する。

返還は、オーストラリア社会における癒しと正義のための手段でもあります。アボリジニやトレス海峡諸島民にとって、遺骨の「故国」への返還は、自分たちの尊厳を回復するための最初の一步です。返還は、祖先たち——母・父・祖母・祖父・叔父・叔母・兄・姉たち——にとって正当な場所を復元します。祖先たちに対する過去の過ちを認めたとうえで、平和な眠りをもたらしませます。生きている者たちと死者たち、それに土地との間に、分かちがたい結びつきがあることを尊重します。

アボリジニやトレス海峡諸島民への遺骨や副葬品の返還が行なわれれば、先住民族の文化に対する理解や尊敬がより深まり、ひいては若い世代にとって前向きな前例となることでしょう。アボリジニやトレス海峡諸島民が現代的なやり方で自らの文化・家族・社会をより強固に維持し、前を向いて進むのに必要な信頼や自己決定を獲得するための能力を強化します。

第二部 この政策の目的

1:オーストラリア政府は、祖先の遺骨や副葬品の移動に関係する過去の不正義に対処し、アボリジニやトレス海峡諸島民の人々を支援し、その文化がオーストラリア社会に広く貢献するように努めます。

150年以上も、アボリジニやトレス海峡諸島民の遺品や副葬品は、オーストラリア内外の博物館、大学、個人収集家によって移動させられてきました。19・20世紀に、

ニティの意思の確認、その実現の時期や場所についての調整、を行います。オーストラリア国立博物館などの機関の支援が必要に応じて提供されます。

アボリジニとトレス海峡諸島民のコミュニティと組織

アボリジニとトレス海峡諸島民のコミュニティと組織は、返還のあらゆる過程に深く関与することになります。オーストラリアの主要な博物館は返還を完遂するため、伝統的な所有者あるいはその代表に諮ります。オーストラリア政府は、海外の機関が、コミュニティの代表を特定して協議することを支援します。芸術局は可能な段階で支出を行い、国内外から先住民の遺骨をオーストラリアに戻す際に伝統的な所有者やその代表が同行することを可能にします。

アボリジニやトレス海峡諸島民を支援し、祖先の遺骨・遺品の返還・管理に関する能力や役割を増進するため、オーストラリア政府はコミュニティと協働し、財政支出をしたうえで以下のような問題に関しての取り組みを行います。

- ・オーストラリアの主要な博物館におけるアボリジニやトレス海峡諸島民との連絡員の雇用
- ・返還事業に関心のあるアボリジニやトレス海峡諸島民へ就業・職業訓練の機会を与えることによるキャリアパスの創造
- ・地域のコミュニティの運営への支援ないし研究のためのアボリジニやトレス海峡諸島民の団体への直接的な支出
- ・意見交換や相互理解を促進するコミュニティと収集家による交流事業

先住民返還に関する助言委員会(ACIR)

先住民助言委員は芸術大臣が、オーストラリア内外の先住民返還に関する政策や計画に基づき任命するものです。

ACIRの役割は、由来に関する情報に乏しい物品を含む遺骨や副葬品の長期的

オーストラリアの先住民族返還政策 (前ページから続く)

管理など、数多くのコミュニティに関わる文化的・管理的問題に対して戦略的助言を行うものです。

オーストラリアの政府と博物館

オーストラリア政府は財政支援を行い、必要に応じて助言も行います。返還のための各管轄における政府の政策実施は、地方政府によって定められ、収集機関がしかるべき責任を果たすように特定の財政支出を行うものです。

返還はオーストラリアにある以下の八つの機関によって監督されます：
博物館(シドニー)、北部準州博物美術館、ビクトリア州博物館、オーストラリア国立博物館、クイーンズランド州博物館、南オーストラリア州博物館、タスマニア州博物美術館、西オーストラリア州博物館

収集機関はコミュニティと直に協働し、祖先の遺骨や副葬品の由来を特定します。そして、コミュニティに諮り、その要望に応じてそれらの返還または保存について調整を行います。

国公立でない収集機関

オーストラリア政府は、場合に応じてその都度、オーストラリアの大学や私的収集機関などの非政府機関からの返還に対しての財政出資を検討します。

国際的な政府や機関

収集機関が祖先の遺骨の「収集解除」を行う際に政府の許可が必要な国があります。その機関の判断だけでそれができる国もあります。

返還プログラムの効力を最大限にするため、オーストラリアの在外公館や貿易外務省は、アボリジニやトレス海峡諸島民が返還について交渉できるように芸術局が調整することを支援します。

オーストラリアの在外公館の長は、その所在国と(我が国)の関係について最終的な責任を負っています。つまり、所在国への(我が国の)代表権は、通常、在外公館の長ないし幹部が担うこととなります。

芸術局は、在外公館との連携により、国際交渉や交流のために最も効果的な方策に合意します。交渉の状況に応じて、公館を通さずに芸術局が直に当該機関と交渉すべき場合がありますが、アボリジニやトレス海峡諸島民のコミュニティはその情報について全面的に開示を受けることになります。

第四部 手順書

先住民返還の責任ある施策のため、オーストラリア政府は以下のような手順を順守し、返還に関与するすべての関係者が順守することを促します。オーストラリアの主要な国公立収集機関は、祖先の遺骨や副葬品の管理に関して独自の基準に従います。

文化的手順

- ・アボリジニやトレス海峡諸島の人々は、伝統的な所有者の習慣や法に従って、祖先をもとに戻す責務があります。だれが交渉や諮問に加わるかを決定するのは伝統的な所有者です。
- ・伝統的な所有者は、祖先の遺骨に関するすべての文書を閲覧・複写できます。
- ・祖先の遺骨は、伝統的所有者の決まりにのっとって速やかに返還されます。
- ・あらゆる段階で、祖先の遺骨・遺品は尊敬をもって取り扱われます。

コミュニティの諮問

- ・伝統的所有者は、祖先の遺骨を管理する権利があり、付随する物品の権利も有し、返還について意見を聴取される必要があります。
- ・伝統的所有者は、いつどのように返還が行われるかを決めます。
- ・あらゆる政府機構の間で、伝統的所有者へ返還が行われるように調整がなされます。

研究と調査

- ・オーストラリア政府は、すべての研究者がオーストラリア・アボリジニ・トレス海峡諸島研究所(A I A T S I S)が策定した倫理基準を順守することを推奨します。オーストラリア研究評議会(A R C)と医学研究評議会の基準を含む各種ガイドラインは次のサイトにあります。

<http://www.aiatsis.gov.au/research/docs/ethics.pdf>

- ・祖先の遺骨への調査は、アボリジニやトレス海峡諸島民あるいはそれが指名する代表への事前の申請・合意形成が必要となります。

- ・大きな物理的処置をとまなわない調査は、その遺骨がアボリジニないしトレス海峡諸島民かどうかを特定するのに寄与する可能性があります。それゆえ、そのような研究については合意の取り付けが必要な場合があります。もし、その遺骨が特定のコミュニティのものであるという記録がある場合、その当該のコミュニティは(芸術局を通じて)相談を受けます。

- ・物理的調査、例えば歯の収集、は行われるべきではありません。

- ・由来の明確でない遺骨については、オーストラリア政府がA C I Rに助言を求めることになります。

- ・研究の意義を説明する「平易な英語」で書かれた文書が、合意を取り付ける前に伝統的所有者ないしその代表へ出されることとなります。

- ・合意を得た研究の結果は、「平易な英語」による報告書や必要に応じてされた文書を通じて当該のコミュニティが閲覧できるようにします。

資料協力／テッサ・モーリス＝スズキ氏(オーストラリア国立大学)
翻訳／辛島理人氏(京都大学文学部)

「AUSTRALIAN GOVERNMENT POLICY ON INDIGENOUS REPATRIATION August 2011」は、豪州政府のウェブサイトで公開されています。

<http://www.arts.gov.au/indigenous/repatriation>

パネルディスカッション「さまよえる遺骨たち」から

コーディネーター＝殿平善彦さん(北大開示文書研究会)／パネリスト＝豊岡征則さん(北海道アイヌ協会)、城野口ユリさん(少数民族懇談会)、小川隆吉さん(アイヌ長老会議)、植木哲也さん(苫小牧駒澤大学)、清水裕二さん(北大開示文書研究会)※順不同

殿平さん

私は、浄土真宗本願寺派の住職をしている殿平善彦と申します。研究の名のもとに行なわれたこのアイヌ墓地「発掘」問題にも、根本的な意味で(和人社会に)大きな責任があると感じています。これは単に歴史を振り返ると言うだけでなく、現代の私たちに直結している問題であって、これから何を考え、どうすべきか、きちんと答えを出さなければならないと思っています。

豊岡さん

エチ・イランカラプテ。私は昨年5月から、北海道アイヌ協会の副理事長を重責を担っています。私の学んできたアイヌ民族の死生観、アイヌ文化の観点からこれがどういう問題をはらんでいるのか、述べさせてもらえたら、と思います。ただ、私の話すことはアイヌ協会の総意というわけではなく、アイヌ文化を学んできた個人としての言葉として受け取ってください。

城野口さん

アイヌの人だけでは、この問題は解決できないんです。和人のやったことなんだから、やっぱり和人の人がたに少しでも目を向けてもらって、解決できるまで、力を貸してもらいたいんです。お骨を返してもらうのが、私ばかりでなく、アイヌの遺族の願いだと思います。

小川さん

この北大人骨問題は総務省にまで伝わっているはず。北大の総長はアイヌに対して謝罪して欲しい。総理大臣にもそう求めたい。北海道の「開発」とは何だったか。アイヌ民族は文化を禁じられた。もうどんなことをしても時間を元に戻すのは難し

い。でもこの遺骨問題は、もう一度事件として扱い直して欲しい。そう政府に求めます。

フロア(沢井アクさん)

植木さんが「児玉コレクション」が2つあるとおっしゃいましたが、詳しく説明いただけますか。また城野口さんが「お骨の洗浄は絶対反対」とおっしゃった理由は何ですか。

植木さん

ある時点まで、児玉作左衛門がアイヌ墓地から発掘してきた副葬品などを指して「児玉コレクション」と呼んでいたのは事実です。その後、ある段階から、函館と白老の博物館に、初め児玉家から寄託され、後に寄贈されたものが、「児玉コレクション」と称されるようになったのです。両者がどんな関係にあるのか、きちんと明示すべきではないかと思います。

城野口さん

血のつながった親子の情愛というのかな、それを示すのに、そんな元の土地の土・ほこりの付いたままのお骨を戻してあげたいと思っています。人間としての愛情です。

フロア(石井ポンペさん)

2010年1月、北大で新たに28の副葬品が見つかったと報道されたので、私、佐伯学長に何度か面談を申し入れたんです。しかし面会もかなわず、あちらは「私たちはアイヌ協会としか話さない」と、こう言うんです。

清水さん

これはアイヌの問題、シャモの問題というより、大きな国民的課題だという認識に立って、一緒に闘いたいということを、改めて申し上げたい。遺族はお骨をふるさとに、もとのお墓のあった場所に戻してほしいんです。私は日本社会教育学会員として、まず政府がきちんと謝罪せよ、先住民遺骨や副葬品の返還を始めているオーストラリアやカナダなどの政府を見習った

らどうか、と発言してきました。国際的には、人類学の名のもとに先住民族から収集したものをいま、先住民側に返還する流れになってきています。なぜ日本政府ができないのか。

豊岡さん

私個人としては、じいちゃん、ばあちゃんからいろいろ聞いてきたアイヌの精神性からみて、墓を発掘するだなんて、とても考えられないことです。いま北大にある人骨などは、まず身元をしっかりと調査をして遺族に返す、もし遺族が見つからないなど引き取り手がない場合は、その土地の協会支部や自治体とも相談しながら、お骨の方が生まれ育ち、亡くなったその土地の土に返すのが望ましいと考えます。政府のアイヌ政策推進会議の議論の中で、これから新設する「象徴空間」に、収集した遺骨を集めるといった意見もちらぼらとあるようです。私個人としては、それはいかがなものか、というのが基本的な考えです。城野口さんが先ほど「これはシャモの問題だ」とおっしゃっていました。私もそう思います。よく新聞などでは「アイヌ問題」と書かれることがありますが、何かアイヌが問題を起こしているというような錯覚を与える側面があると思うのです。こうした日本の(学問の名のもとに先住民族の人権を侵害してきたことの)歴史をしっかりと検証することができていたら、アイヌの民族問題など起こらなかったんです。だからこそ、和人側＝多数者のみなさん方にぜひ、国際社会に通用する人道的な立場から真剣に考えていただきたい。民主主義には「多勢に無勢」という側面があります。少数派のわれわれがいくら正論を言っても、多数派にはなかなか通用しないのです。正論が通用する社会に向けて、みなさんのご協力をお願いしたいと思います。

フロア(石井ポンペさん)

清水さん

(2011年6月20日、札幌エルプラザにて開催。構成：北大開示文書研究会)